

議案第 1 号

所得税法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

所得税法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を次のように定める。

平成29年12月4日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

所得税法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(野田市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 野田市税賦課徴収条例(昭和25年野田市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項及び附則第3条の4第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(野田市心身障がい者福祉手当支給条例の一部改正)

第2条 野田市心身障がい者福祉手当支給条例(昭和48年野田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「第7条に規定する児童福祉施設若しくは同法第27条第2項に規定する指定国立療養所等、身体障害者福祉法第5条に規定する身体障害者更生援護施設又は知的障害者福祉法第19条に規定する知的障害者援護施設」を「第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関若しくは同法第7条第1項に規定する児童福祉施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設」に改める。

第9条の2中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(野田市養育者支援手当条例の一部改正)

第3条 野田市養育者支援手当条例(平成15年野田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第5号中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

第7条第1項及び第3項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日

から施行する。

(1) 第2条中野田市心身障がい者福祉手当支給条例第4条第4号の改正規定及び第3条中野田市養育者支援手当条例第3条第2項第5号の改正規定  
公布の日

(2) 第2条中野田市心身障がい者福祉手当支給条例第9条の2の改正規定並びに第3条中野田市養育者支援手当条例第7条第1項及び第3項の改正規定  
平成30年1月1日

(3) 第1条の規定  
平成31年1月1日  
(市民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の野田市税賦課徴収条例第16条第2項及び附則第3条の4第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(心身障がい者福祉手当等の支給の制限に関する経過措置)

3 第2条の規定による改正後の野田市心身障がい者福祉手当支給条例第9条の2及び第3条の規定による改正後の野田市養育者支援手当条例第7条第1項の規定は、それぞれ平成31年8月以後の月分の野田市心身障がい者福祉手当支給条例の規定による心身障がい者福祉手当及び野田市養育者支援手当条例の規定による養育者支援手当（以下「心身障がい者福祉手当等」という。）の支給の制限について適用し、同年7月以前の月分の心身障がい者福祉手当等の支給の制限については、なお従前の例による。

## 提案理由

所得税法等の一部改正に伴い、控除対象配偶者として定義されていた者が同一生計配偶者へと変更されることから関係条例の規定を整理するとともに、所要の改正を行おうとするものである。

参考資料

所得税法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市税賦課徴収条例(昭和25年野田市条例第27号)(第1条関係)

改 正 案	現 行
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が31万5,000円にその者の<u>同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額)以下である者</u>に対しては、均等割を課さない。</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第3条の4 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第25条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者</u>に対しては、第15条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が31万5,000円にその者の<u>控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額)以下である者</u>に対しては、均等割を課さない。</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第3条の4 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第25条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者</u>に対しては、第15条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 (略)</p>

○ 野田市心身障がい者福祉手当支給条例(昭和48年野田市条例第4号)(第2条関係)

改 正 案	現 行
<p>(適用除外)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としてしない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関若しくは同法第7条第1項に規定する児童福祉施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設に入所しているとき。ただし、通所による場合を除く。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(所得の制限)</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としてしない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設若しくは同法第27条第2項に規定する指定国立療養所等、身体障害者福祉法第5条に規定する身体障害者更生援護施設又は知的障害者福祉法第19条に規定する知的障害者援護施設に入所しているとき。ただし、通所による場合を除く。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(所得の制限)</p>

第9条の2 手当は、受給資格者又はその配偶者若しくは受給資格者の民法(昭和29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその受給資格者と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。

第9条の2 手当は、受給資格者又はその配偶者若しくは受給資格者の民法(昭和29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその受給資格者と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。

○ 野田市養育者支授手当条例(平成15年野田市条例第4号)(第3条関係)

改 正 案	現 行
<p>(支給要件) 第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、手当は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は<u>第6条の4</u>に規定する里親に委託されているとき。</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(支給の制限) 第7条 手当は、手当の支給要件に該当する者として第5条の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)の前年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する<u>同一生計配偶者</u>若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は規則で定めるその他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当については、</p>	<p>(支給要件) 第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、手当は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は<u>第6条の4第1項</u>に規定する里親に委託されているとき。</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(支給の制限) 第7条 手当は、手当の支給要件に該当する者として第5条の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)の前年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する<u>控除対象配偶者</u>若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は規則で定めるその他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当については、</p>

その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、前2項の規定は適用しない。

4・5 (略)

その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、前2項の規定は適用しない。

4・5 (略)

議案第 2 号

野田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

野田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のよう  
に定める。

平成29年12月4日提出

野田市長 鈴木 有



野田市条例第 号

野田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

野田市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年野田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第10条」を「第11条」に改める。

第14条中「第11条」を「第12条」に改める。

第15条第1項ただし書中「場合」の次に「（次条第1項ただし書に規定する場合を除く。）」を加える。

第16条第1項に次のただし書を加える。

ただし、入居者が公営住宅法施行規則第8条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第37条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

第16条第2項中「第8条」を「第7条」に改め、同条第3項中「基づき」の次に「（同項ただし書に規定する場合にあっては、公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により）」を加える。

第32条第2項中「第8条第2項」の次に「（第16条第1項ただし書に規定する場合にあっては、令第8条第3項において準用する同条第2項）」を加える。

第40条及び第41条中「第11条」を「第12条」に改める。

第54条第2項中「同条第3項中「第1項」とあるのは「第54条第1項」を「同条第1項ただし書中「第37条第1項」とあるのは、「第55条において準用する第37条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

公営住宅法等の一部改正に伴い、認知症等により収入の申告をすること等が困難な入居者に対する家賃の決定に関する規定を整備するとともに、所要の改正を行おうとするものである。

野田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市営住宅の設置及び管理に関する条例 (平成9年野田市条例第16号)

改 正 案	現 行
<p>(同居の承認) 第 13 条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、<u>公営住宅法施行規則第 11 条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(入居の承継) 第 14 条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、<u>公営住宅法施行規則第 12 条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>(家賃の決定) 第 15 条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第 3 項の規定により認定された収入(同条第 4 項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第 30 条において同じ。)に基づき、<u>近傍同種の住宅の家賃(第 3 項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)</u>以下で令第 2 条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合(次条第 1 項ただし書に規定する場合を除く。)において、<u>第 37 条第 1 項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(収入の申告等) 第 16 条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。<u>ただし、入居者が公営住宅法施行規則第 8 条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第 37 条第 1 項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、<u>公営住宅法施行規則第 7 条</u>に規定する方法によるものとする。</p> <p>3 市長は、<u>第 1 項の規定による収入の申告に基づき(同項ただし書に規定する場合)あつては、公営住宅法施行規則第 9 条に規</u></p>	<p>(同居の承認) 第 13 条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、<u>公営住宅法施行規則第 10 条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(入居の承継) 第 14 条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、<u>公営住宅法施行規則第 11 条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>(家賃の決定) 第 15 条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第 3 項の規定により認定された収入(同条第 4 項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第 30 条において同じ。)に基づき、<u>近傍同種の住宅の家賃(第 3 項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)</u>以下で令第 2 条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、<u>第 37 条第 1 項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(収入の申告等) 第 16 条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、<u>公営住宅法施行規則第 8 条</u>に規定する方法によるものとする。</p> <p>3 市長は、<u>第 1 項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</u></p>

定する方法により)、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 (略)

(収入超過者に対する家賃)

第 32 条 (略)

2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で令第 8 条第 2 項(第 16 条第 1 項ただし書に規定する場合にあつては、令第 8 条第 3 項において準用する同条第 2 項)に規定する方法によらなければならない。

3 (略)

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第 40 条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 15 条第 1 項、第 32 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、令第 12 条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第 41 条 市長は、法第 44 条第 3 項の規定に基づく市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 15 条第 1 項、第 32 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、令第 12 条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(家賃)

第 54 条 (略)

2 前項の入居者の収入については、第 16 条の規定を準用する。この場合において、同条第 1 項ただし書中「第 37 条第 1 項」とあるのは、「第 55 条において準用する第 37 条第 1 項」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 (略)

(収入超過者に対する家賃)

第 32 条 (略)

2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で令第 8 条第 2 項に規定する方法によらなければならない。

3 (略)

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第 40 条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 15 条第 1 項、第 32 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、令第 11 条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第 41 条 市長は、法第 44 条第 3 項の規定に基づく市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 15 条第 1 項、第 32 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、令第 11 条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(家賃)

第 54 条 (略)

2 前項の入居者の収入については、第 16 条の規定を準用する。この場合において、同条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 54 条第 1 項」と読み替えるものとする。

3 (略)

議案第 3 号

野田市複合老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

野田市複合老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

平成29年12月4日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市複合老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

野田市複合老人ホームの設置及び管理に関する条例（平成16年野田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

第4条第1号中「55人」を「41人」に改め、同条第2号中「15人」を「29人」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

## 提案理由

養護老人ホームの入所の状況を踏まえて、野田市楽寿園における養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの入所定員に関する規定を整備するとともに、所要の改正を行おうとするものである。

参考資料

野田市複合老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市複合老人ホームの設置及び管理に関する条例(平成16年野田市条例第23号)

改 正 案	現 行
<p>(業務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 特別養護老人ホームにおいては、法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(以下「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。)を受ける者への入所による養護に関する業務を行う。</p> <p>(入所定員)</p> <p>第4条 老人ホームの入所定員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 養護老人ホーム <u>41人</u></p> <p>(2) 特別養護老人ホーム <u>29人</u></p>	<p>(業務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 特別養護老人ホームにおいては、法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(以下「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。)を受ける者への入所による養護に関する業務を行う。</p> <p>(入所定員)</p> <p>第4条 老人ホームの入所定員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 養護老人ホーム <u>55人</u></p> <p>(2) 特別養護老人ホーム <u>15人</u></p>



議案第 4 号

野田市留守家庭学童保育所設置条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

野田市留守家庭学童保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月4日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市留守家庭学童保育所設置条例の一部を改正する条例

野田市留守家庭学童保育所設置条例（昭和46年野田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

野田市立宮崎第三学童保育所	野田市宮崎55番地	39
---------------	-----------	----

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

## 提案理由

入所児童数の増加に伴い、児童の安全と良好な保育環境を確保するため、新たに野田市立宮崎第三学童保育所を設置しようとするものである。

参考資料

野田市留守家庭学童保育所設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○`野田市留守家庭学童保育所設置条例(昭和46年野田市条例第6号)

改 正 案			現 行		
(名称、位置及び収容定員) 第2条 学童保育所の名称、位置及び収容定員は、次のとおりとする。			(名称、位置及び収容定員) 第2条 学童保育所の名称、位置及び収容定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	収容定員	名称	位置	収容定員
(略)			(略)		
<u>野田市立宮崎第三学童保育所</u>	<u>野田市宮崎 55 番地</u>	<u>39</u>			